



平成 23 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 ワ ッ ツ
代表者名 代表取締役社長 平岡 史生
(JASDAQ コード番号： 2 7 3 5)
問 合 先 取締役経営企画室長 山本 喜一郎
電話番号 0 6 - 4 7 9 2 - 3 2 8 0 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 11 月 24 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- a. 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）の事業目的を追加するものであります。
- b. 社外取締役、社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条及び第 427 条に定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 25 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 34 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第 25 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 23 年 11 月 24 日（木）
定款変更の効力発生日（予定） 平成 23 年 11 月 24 日（木）

以上

(別紙)

<定款変更の内容>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 食料品、清涼飲料水、酒類、衣料品、装身具、貴金属製品、化粧品、生花、家庭用電器製品、眼鏡および日用雑貨品の販売 2. ～10. (条文省略) 11. フランチャイズチェーンシステムによる店舗の開発業及び経営コンサルタント業務 12. (条文省略)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第33条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. 食料品、清涼飲料水、酒類、<u>たばこ</u>、衣料品、装身具、貴金属製品、化粧品、生花、家庭用電器製品、眼鏡および日用雑貨品の販売 2. ～10. (現行どおり) 11. フランチャイズチェーンシステムによる店舗の開発業および経営コンサルタント業務 12. (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) <u>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第26条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第35条～第41条 (現行どおり)</p>